

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
7	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	地方公共団体が申請する保安林解除申請や国有林の貸付申請等に伴う、用地測量の簡素化	保安林解除申請や国有林の貸付を受ける際の申請に伴う用地測量は原則、現地測量により実施されているが、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩してきていることから、実測ではなく、簡易測量への緩和等を求める。	・保安林解除申請や国有林の貸付を受ける際、用地測量は、原則、現地測量により実測で行われているが、案件によっては車両による通行も不可能な山間奥地であったり、また、登山道や遊歩道など広域的な貸付を受けるケースもあり、申請の際、高額な測量費用の負担が生じている。 ・保安林の解除については、どの範囲かをとおさる必要があるため、測量の必要性は理解するが、国が有するものの解除を「申請」する入口の段階で、申請者に実測による測量まで求めるのは負担が非常に大きく、現在は、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩し、少ない費用と時間での簡易測量も可能であることから、それらの利用も可とする緩和措置等を求める。 ・国有林等の貸付の際は、案件によっては、有償貸付もあるが、地方公共団体にあってはそのほとんどが無償貸付となっている案件が多い。例えば、貸付については保安林による制限に変更があるわけではなく、所在地や面積、用途がわかれば十分であり、見取図、位置図があれば十分ではないか。有償貸付の場合は、料金を算定するため、正確な面積が必要だとしても、地方公共団体が貸付を受ける場合には、ほとんど無償となっている。 なお、規則14条では「ただし、森林管理署長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる」となっているが、承認事由が明示されず、様式上も添付書類として実測図が求められている。 ・登山道や遊歩道にあっては、長年の地形の変化や災害等により、当初貸付を受けた地点から実際すれた場所を使っている実情も多々ある。そういった箇所についても当然、貸付の修正をしなくてはならないが、実測に多額の費用が掛かることで、それら修正ができていない事例が多くある。 ※GPS測量においては、実測に比べ誤差が生じやすいが、準天頂衛星「みちびき」による高精度測位補正によるGPS補完技術も進んでいる。	・地方公共団体における財政投資の削減、行財政の効率化が図れる。 ・貸付費用が無償であれば、厳密な貸付面積の求積も必要ないと思われる。 ・長期間に及ぶ保安林解除等申請業務の時間短縮化、簡素化が図れる。 ・現在貸付を受けている箇所から生じている部分の修正(申請)がスムーズに行われるようになる。	・森林法施行規則 ・保安林及び保安施設地区の指定、解除の取り扱いについて ・国有林野の管理経営に関する法律施行規則	農林水産省	妙高市	福島県、胎内市、徳島市	○土砂災害の増加に伴い、森林整備事業の必要性も増加しているが、保安林に係る手続きの簡略化により、保安林を要件の一つとする森林整備事業の促進に効果があると考えるため。 ○国有林野貸付申請等においては、車両通行が困難な山間部や見通しが悪い区域が多く、指示された現地測量による実測に困難を来す場合がある。また、国有林と民地を跨ぐ場合は異なる測量方法により作業しなければならない場合がある。このため、GISやGPSを活用した測量方式で国有林野の用地測量が可能であれば、申請業務期間の短縮や行政経費の節減などの効率化が図られる。 ○国有林の貸付を受ける際の申請に伴う用地測量は原則、現地測量により実測で行われているが、登山道や遊歩道など広域的な貸付を受けるケースもあり、申請の際、申請者に実測による測量を求めるのは負担が非常に大きく、高額な測量費用の負担が生じている。GISやGPSを利用した測量技術も進歩しており、他の管轄ではGPS測量が認められている事例もあることから、少ない費用と時間での簡易測量も可能となる緩和措置等を求める。
8	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業災害補償法の規定により市町村が行う共済事業の義務付けの緩和	農業災害補償法第85条の7で準用する同法第85条第1項の規定により、市町村が共済事業を行う場合に「必須事業」となっている「家畜共済」について、「任意事業」として整理していただきたい。	【提案の背景】 社会情勢の変化に伴い、当該法律の制定当時と比べて畜産農家の数が激減しており、地域によっては家畜共済の加入者がいない現状である。 本市においては、家畜共済の対象畜産農家は1戸のみであるが、家畜共済への加入の意思は無く、本市の土地利用の状況から、今後新たな畜産業が展開される可能性も低い。 また、昭和48年度に伊丹市農業共済組合の運営が困難となり、本市に農業共済事業が移譲されて以降、現在に至るまで、本市で家畜共済の引き受けを行った事例は無く(「兵庫県農業共済統計年報」より)、市としては家畜共済が必要ではない状態である。 【具体的支障事例】 共済の需要がないのも関わらず、「家畜共済」が必須事業として法律上位置づけられているため、伊丹市農業共済条例に「家畜共済」事業に関する規定を設けなければならない、農業共済関係法令の改正がある毎に同条例の改正を行わなければならないため、従事する職員の事務的負担が生じている。 また、本市では農業共済組合等の合理化(1県1組合化)により、この問題の解消を図りたいと考えているが、兵庫県においては農業共済組合等の合併の具体的な目的が立っておらず、それも困難な状況である。	(1) 自治体が、地域の実態に応じた共済制度の設置を選択できるようになることで、地域に真に必要な事業の適正な運営の確保に注力できるようになる。 (2) 職員の事務負担軽減を図ることが出来る。	農業災害補償法第85条の7	農林水産省	伊丹市	-	-
74	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業共済保険審査会の必置義務の見直し	農業災害補償法(以下「法」という。)第143条の2の規定により存置されている都道府県農業共済保険審査会(以下「審査会」という。)について、審査事業が発生した場合など、都道府県の判断により必要に応じて設置できるように必置義務を見直ししてほしい。	【提案の背景】 本県においては、昨年県内4つの農業共済組合が合併・1組合化したことで、農業共済組合連合会が解散となった。 そのため、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」とことはなくなった。 また、法第142条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、本県においては、通常責任保険歩合(共済金額に係る各組合と連合会の負担割合)について審査会に諮問していたこともあったが、組合の合併・規模拡大に伴い、歩合は各組合・連合会の同意を得て同率・据置きで更新する程度となっており、昭和52年以降長期にわたり諮問していない状況である。 なお、連合会解散後は通常責任保険歩合を定める必要はない。 【具体的支障事例】 都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘わらず委員に就任依頼の説明などを行う必要があるほか、委員からは開催の目処がない審議会の委員に就任する必要性を問われるなど、苦慮している状況である。	審査会に係る事務の負担軽減により本来業務の効率化が図れる。	農業災害補償法第131条、143条の2 都道府県農業共済保険審査会規程	農林水産省	石川県	群馬県、埼玉県、福井県、静岡県、京都府、香川県	○本県では昭和61年2月以降、開催実績はなく、平成16年9月に審査会の在り方を見直し、非常設の審査会とし、審査事業が発生したときに委員を委嘱することとしている。平成16年9月以降、開催実績がなく、委員の委嘱もしていないが、事務軽減のため必置義務の見直しは必要と考える。 ○本県においては、平成22年4月から農業共済組合が1組合化しており、法第131条の規定による審査を行うことがなくなった。また、昭和61年以降、農業共済保険審査会の開催実績はない状況である。長年開催実績がなく、今後の開催も殆ど見込まれないことから、必置義務の見直しが必要と考える。 ○京都府も平成25年度に4つの農業共済組合と連合会が合併し、1特定組合化したことから、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」とはなくなった。また、法第142条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、共済掛金率の算定等、国から示されている作成要領に基づき、前例に従って機械的に算定する場合は、審査会への諮問・各申手続きを経ないこととしたため、平成13年度以降開催実績はない。現在、同審査会を「休止」扱いと、委員への委嘱は行わず、諮問事項が生じた場合に、その都度委員の委嘱(任命)を行って開催することとしている。 ○本県では、来年度1組合化することが予定されていることから、農業共済組合連合会が解散となる。そのため、石川県と同様に、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」とはなくなると考えられる。また、法第143条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、開催は殆ど見込まれない状況である。(昭和61年以降開催の実績はない。)以上より、当該審査会の必置義務の見直しが必要と考える。 ○本県は、平成15年に1組合化して連合会を解散したため訴が起こることは事実上なくなったほか、知事の諮問に応じた調査審議も過去に行ったことがなく、審査会を常設する必要性は非常に低い。必置義務の見直しにより、行政運営の簡素化が図られる。 ○本県においても農業共済組合は県内単一の組合となっており、法第131条の規定の適用はない状況である。また、法第142条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、昭和56年度以降、長期にわたり開催していない状況である。都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘わらず委員に就任していただく必要がある。
13	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	「強い農業づくり交付金」の市町村経由事務の廃止	国は、国庫補助事業「強い農業づくり交付金」事業において、都道府県・市町村を経由し、事業実施主体に間接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業協同組合等の場合において、市町村を経由せず補助金を交付するよう、事務の見直しを求める。	「強い農業づくり交付金実施要綱」第4の1の(1)に基づき、事業実施主体は事業計画を作成し、市町村に提出しているが、市町村を経由するため、手続きに時間を要し、事業が迅速かつ効率的に実施できない。また、募集時期が市町村の予算編成時期と合わず、見込で予算編成しなければならぬ。このため、増額となる場合、確定後に増額しようとしても、年度途中の補正対応が必要になり、市町村の予算措置まで事業の交付手続きに進めない場合がある。 さらに、農政局や都道府県との事前協議、事業の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要で、市町村においては人員が不足する中、資料作成に相当な時間を要しているが、市町村には、事業に要する事務費や人件費は交付されていない。	事業実施主体が、農業協同組合や農地所有適格法人などの場合、市町村を経由しない方が効率的で迅速な事業遂行が可能となる。特に、香川県においては、団体の活動範囲が市町村の域を超えている場合が多く、都道府県で直接手続きを行う方が、効率的で円滑な補助金の事務手続きが可能であり、より機動的な事業遂行が期待される。 見直しにより、市町村は、関係機関同士、密接に連携をはかることで指導管理体制を確保することに注力でき、適正な事業の執行は維持されるとともに、これまで以上に地域の担い手育成等、本来の目的である地域の農業振興に集中することができる。	強い農業づくり交付金実施要綱第4の1(1)	農林水産省	三豊市	横浜市、海老名市、宗像市、大刀洗町	○本市においても、県との事前協議、事業の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要となり、市においては人員が不足する中、資料作成に相当な時間を要している。手続き事務に忙殺され、地域の農業者の意見を聴いたり、ニーズを分析するなど、本来、市町村が担うべき農業振興のための基本的な業務の遂行に支障をきたしている。 ○国は、国庫補助事業「強い農業づくり交付金」事業において、都道府県・市町村を経由し、事業実施主体に間接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業協同組合等の場合において、市町村を経由せずに補助金を交付するよう、事務の見直しを求める。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
78	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	6次産業化ネットワーク活動交付金の事務手続きの簡素化及び要件緩和	中山間地域をはじめとしたより多くの地域において、農林漁業者が6次産業化に向けた事業へ参画するために6次産業化ネットワーク活動交付金の手続きの簡素化や要件を緩和する。	【現状】 中山間地域を多く抱え、小規模経営体が多い本県においては、地域の実情にあった広がりのある6次産業化推進が必要不可欠と考えている。そのため、国の交付金事業を活用したいと考えているが、申請要件が厳しく、活用が難しいため、県単独事業により6次産業の推進を支援している。 【課題の所在】 この交付金は、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力向上を目的としているが、下記の課題があり、特に中山間地域等に多く存在する小規模経営体への対応が十分でない制度となっている。 ①整備交付金の活用にあたっては、事業実施主体が6次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」を策定した後、さらに交付金申請のための「事業実施計画」を策定する必要があるが、内容に重複があり、事業実施主体の負担となっている。 ②また、整備交付金においては市町村が収益施設の事業実施主体になることができず、基幹となる事業体が少ない中山間地域等において、地域の小さな経営体をまとめる役割を市町村が十分に果たすことができない。 【提案内容】 ①総合化事業計画と事業実施計画を一本化するか、又は総合化事業計画における「総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高」「販売計画」と事業実施計画における「商品等の販路や需要等の計画」のような内容が重複する項目については、「総合化事業計画」の記載のみとし、「事業実施計画」での記載を省略するなど事務手続きの簡素化を図る。 ②整備交付金において市町村が実施主体になることができるようにするなど要件の緩和を図る。	①手続きの簡素化や要件緩和により、事業の活用が進み、事業者が6次産業化へ取り組みやすくなる。 ②中山間地域等の小規模経営体の6次産業化への取組みを促進することにより地方創生の取組みにも繋がる。	・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(6次産業化関係施行日平成23年3月1日) ・6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱(改正平成28年4月1日)	農林水産省	島根県、中国地方知事会	岩手県、群馬県、福井県、長野県、法興県、五島市、沖縄県	○6次産業化ネットワーク活動交付金については、申請要件が厳しく、使い勝手がよくないという理由で、要望調査を行っても希望者が出てこない状況である。 ○6次産業化へは時間が多くかかる問題があるので、簡素化できれば取り組みやすくなる。 ○総合化事業計画策定時と整備交付金の導入時期に差があるため、情勢変化に伴い施設の規模等を変更する場合、実施計画を策定する時期に総合化事業計画の見直しを行うなど、事業実施主体の事務負担が増大するケースがみられる。 ○離島地域を多く抱え、小規模経営の農林漁業者が多い本県においては、6次産業化の推進が必要不可欠と考えている。そのため、国の交付金事業を活用したいと考えているが、申請要件が厳しく、活用が難しいため、県単独事業により6次産業化の推進を支援している。この交付金は、農林漁業者の所得を増大し、農山漁村の活性化を目的としているが、下記の課題があり、小規模経営の農林漁業者への対応が十分でない制度となっている。整備事業の活用にあたっては、事業実施主体が6次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」を策定した後、さらに交付金申請のための「事業実施計画」を策定する必要があるが、内容に重複があり、資料作成が事業実施主体の負担となっている。 ○手続きの簡素化や要件緩和により、6次産業化に取り組み事業者にとって利用しやすい制度になることは、6次産業化の推進に資するものと考えられる。 ○整備交付金の活用にあたっては、事業実施主体が6次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」を策定した後、さらに交付金申請のための「事業実施計画」を策定する必要があるが、内容に重複があり、事業実施主体の負担となっている。 ○事業実施にあたっては、様々な外部環境等の変化により、軽微な変更が発生する。しかし、施設整備事業の計画と総合化事業計画の内容のずれが生じた場合、総合化事業計画の変更が必要となり、手続きに数か月かかる。このため、事業実施が大幅に遅れる。また、このため、年度内に事業完了が困難となることが予想され、補助事業の申請自体が滞ることがある。このため、総合化事業計画と事業実施計画を一本化することは必要である。 ○提案団体の具体的な支障事例【課題の所在】のうち①について、事業実施計画に係る国の協議にかなりの時間を要した事例がある。 ○本県でも小規模経営体が多いため、事業を実施する場合、実施主体の負担が大きくなることが予想される。 ○当該事業の申請手続きを簡素化することは、事務負担の軽減に加え、手続きに要する期間の短縮にも繋がると考えられることから有効である。該事業は融資残を基準に補助金額を算定する必要があり、金融機関での融資査定に半程度程度の期間を要することがほとんどである。事業計画策定等に要する期間を短縮することは、申請に要する期間の短縮に効果がある。
102	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	国営土地改良造成施設の改築等申請の県經由の廃止	国営土地改良事業によって造成された土地改良施設を、土地改良区や市町村が管理受託している場合において、管理受託者は、土地改良法施行令第59条(他目的使用等)及び同61条(改築、追加工事等)の申請をすることができる。その際の申請は、同69条により、当該申請に係る土地改良財産の所在地を管轄する都道府県知事を經由してしなければならない。また、原因者工事や区分地上権設定地における工事協議も、通知等により同様に扱っているが、これらについて都道府県を經由せず、管理受託者が直接、国に申請等できるようにすること。	承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うものであり、当該申請等の内容は都道府県で審査できない。また、県で添付書類の有無を確認しているが、承認の際の判断材料として国が求めている書類については、案件によって厳密に求めるべきか否か、国でなければ判断できない場合が多く、都道府県を經由する意義は実情としては乏しい。なお、上記他目的使用等の状況は、土地改良法第132条第1項に基づいて行われる土地改良区検査等によって、都道府県においても十分把握できる状況である。さらに、県を經由するため、申請書等が国に届くまでに、ほとんどの案件で、申請日から概ね2週間程度経過することとなり、国の承認事務等の遅延の一因となっていると考えられることから、県業務の煩雑化と国業務の非効率性を生ぜしめている都道府県経由制度を廃止するべきである。(参考/本県における過去の經由事務件数) H27:41件、H26:45件、H25:61件	・都道府県経由という義務付けが廃止されることで、国と管理受託者との間で、書類等のやりとりや問い合わせ等を一元的に実施することが可能となり、事務の効率・簡素化に資する。 ・また、土地改良区等においても、承認に係る期間が短縮され、迅速な作業が可能になる。	土地改良法施行令第69条	農林水産省	茨城県、福岡県、群馬県	長野県、静岡県、岡山県	○国営土地改良事業により造成された施設について改築追加工事を行う場合の申請書類は、管理受託者である土地改良区から送付を受け、農政局に送付している。県では添付書類の有無の確認を行う程度で、内容についての審査をすることなく、県知事を經由する意義は乏しい。また、県においても出先機関を經由して県本庁から国へ送付しており、書類の送付に時間がかかっている。申請者から申請に対していつ承認されるのかと県に問合せがあるなど、処理に迅速さが求められるため、制度改革は有効と考える。 ○当県においても、承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うものであり、当該申請等の内容は都道府県で審査できない。また、県で添付書類の有無を確認しているが、承認の際の判断材料として国が求めている書類については、案件によって厳密に求めるべきか否か、国でなければ判断できない場合が多い。 ○承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うことになっており、県では、申請書等の經由だけを行っている。また、申請書等が国に届くまでに、ほとんどの案件で、申請日から概ね2週間程度経過することとなり、国の承認事務等の遅延の一因となっていると考えられる。申請者の迅速な作業等のためにも承認までの期間短縮が必要である。(当県における事例件数 H27:18件)
124	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準の見直し	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準に係る国庫納付額の算定方法について、目的外使用にあつては、生じる収益に国庫補助率を乗じた額、有償譲渡においては、譲渡額に国庫補助率を乗じた額を国庫納付することとし、不動産鑑定を要しないことを求めるもの。(財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法を、国土交通省のものに合わせること)	【提案の背景】 農林水産省で定める適化法に基づく財産処分承認基準において、財産処分にあつては、目的外使用の場合「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」、有償譲渡の場合は「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額」の国庫納付が条件となっている。このうち「時価評価額」については、水産庁から「不動産鑑定による評価額等により時価評価額を算定すること」指導されているところだが、その場合には数千万円の国庫返納のために十数万円～数十万円の不動産鑑定料が発生することとなり、不動産鑑定料の予算措置は大きな負担となっている。 【具体的支障事例】 港湾修築事業において、国土交通省が施工する一級河川北上川水系旧北上川河口部改修工事により、河川堤防が築堤整備されることに伴い、財産処分を受けて、国庫補助金相当分を国庫納付した後、当該河川堤防の事業用地となる当該漁港施設の一部を施工者へ有償譲渡を行ったが、国庫返還額が約50,000円だったにもかかわらず、不動産鑑定による時価評価額を算定するため、公共事業に係る不動産鑑定報酬基準に則り、145,000円の不動産鑑定料が発生したものである。	【改正の効果】 財産処分について、数千万円の国庫返納のために十数万円～数十万円の不動産鑑定料が発生する、不合理的な状況が解消され、効率的な事業の遂行が図られる。 【他省庁の事例】 同様の財産処分において、国土交通省の条件は「目的外使用により生じる収益のうち国庫補助金等相当額」「譲渡額のうち国庫補助金等相当額」となっており、不動産鑑定を要しないこととなっており、この点からも不合理であると思料する。	○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)第22条 ○ 平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等」の承認基準について(平成20年5月23日付け農林水産省大臣官房経理課長通知)	農林水産省	宮城県、広島県	北海道	—
293	A	権限移譲	その他	地方公共団体が所有する長期利用財産の処分に関する事務の簡素化	国庫補助事業で取得した施設の有効活用や事務の簡素化のため、地方公共団体が所有する長期利用財産に係る財産処分の手続きの簡素化、具体的には地域活性化との関連や報告の確認に関しては県が行い、国への年度毎の事業の報告のみ行うこととする。	【提案の背景】 社会情勢の変化に伴い、利用率及び必要性が低下した公共施設について、地域の実情や創意を汲み、農林業振興対策に留まらず、広く地域の活性化につなげたいと考えているが、財産処分に関する協議期間が長いことや地域活性化に繋がる根拠資料の作成等が求められることから、着手時期の遅れや地域が望む利用計画の実施に遅れが生じている。 権限移譲により県が事務を行うことにより、協議期間の短縮に繋がるとともに、県の総合計画に沿った施策の推進が加速化され、市町村と一体となった、農林業のみならず、福祉、観光、教育、雇用の創出等の地域全体の活性化が可能となる。 【支障事例】 昭和55年に自然休養村事業で整備した平戸市の自然休養村管理センターや平成元年に新農業構造改善事業で整備した雲仙市の農業者トレーニングセンター、平成3年に農業改善事業で整備した岩手市の農村広場等(いずれも市町村所有)について、社会情勢などの変化に伴い、利用計画の変更を行いたい、それには「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号)」の規定に基づき、国への財産処分報告が必要である。 長期利用財産の財産処分は報告でよいことになっているが、実際には農政局とのヒアリング等の事務が発生しており、一件当たり平均4～6ヶ月の期間が必要となっている。 また、長崎県では今後も社会情勢の変化に伴い、このように長期利用財産の	【制度改正の必要性】 ・地域の創意による長期利用財産の有効活用と地域活性化の促進 ・事務量の削減	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け農林水産省大臣官房経理課長通知)	農林水産省	九州地方知事会	鳥取県、新居浜市	○ 適正化法の国費返還義務のある期間を経過した老朽化した建物がいくつか存在しているため、防災の観点からも解体・撤去を考えている。 ○ 提案県の事例のように整備時期が古い施設に係る案件は、近年ないものの、一般的な財産処分の案件はある。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
294	B 地方に対する規制緩和	その他	国庫補助事業における事業主体の法人化に伴う財産処分申請の簡素化	集落営農組織や個別経営体の法人化の推進は国の施策とも合致しており、事業の目的や効果に何ら影響を与えないものではないことから、経営体の法人化に伴う財産処分申請については、都道府県への事前届出制とし、国へは県からの事後報告とする。 ※強い農業づくり交付金の事務取扱における合併JAIに対応した移管届(別記様式第9号)に準じた対応を想定	【提案の背景】 農業経営体の法人化の促進については、「日本再興戦略」にも盛り込まれ、長崎県としてもその推進に向け経営相談や法人計画作成の支援等を行っている。しかしながら、国庫補助金で財産を整備した経営体については、法人化の前に、国に対して財産処分承認申請を行わなければならない、農作業の繁忙期等は事務が進みにくく、また事務量が多いことから法人化に前向きにならない経営体も存在する。 このような状況を改善するためには、必要となる申請書類等の削減と事務期間の短縮が必要である。 また書類の確認等の申請事務を都道府県が行うことで、法人により近い立場で指導が行え、併せて事務時間の短縮が見込まれる。これにより、経営体の法人化を一層加速化し、長崎県としても施策として掲げる経営体の経営力の強化、地域の担い手の確保や雇用の創出が促進される。 【支障事例】 長崎県においては、今後5年間で200経営体の法人化を進めることを計画しており、それらのうち1/4程度の経営体については、構造改善事業や強い農業づくり交付金で整備した財産を所有しているため、法人化に伴い、各経営体は財産処分申請が必要となり、その事務処理に相当の時間を要することが予想される。	【制度改正の必要性】 ・法人化の促進と競争力の強化 ・事務量の削減	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け農林水産省大臣官房経理課長通知)	農林水産省	九州地方知事会	-	-
125	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	6次産業化ネットワーク活動交付金の運用改善	6次産業化ネットワーク活動交付金の配分については、県又は戦略策定市町村に対し、その結果だけではなく、特に不採択の場合の理由や要望額配分の過程のほか、選考の過程で指摘があった事業実施計画の課題や改善点等について、地方農政局等を通じて、個別に伝達する場を設定すること さらに、「不採択の理由や要望額配分の過程等について、都道府県や戦略策定市町村と共有を図る」等の文言を「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に追記する等、明文化すること	県では、「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に基づき、各事業実施主体から提出された事業実施計画に対し採点を行った上で、国へ提出しているが、その後は例年年度末に採択結果を通知されるのみであり、採択の過程や不採択の理由等の説明が行われることはない。 このことから、県は不採択になった事業者への説明に苦慮しているほか、事業実施計画への十分なフォローができないため、業務への支障が生じている。	補助事業に関し、事業者に対して適切なアドバイスを行うことができ、不採択になった事業者に対して十分なフォローを行うことで、地域の実情に応じて、生産的な事業を増加させることができる。	6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱 6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について	農林水産省	宮城県、広島県	岩手県、山形県、木更津市、鳥取県、島根県、宮崎県	○本県においても不採択事例があるが、理由等が不明なため、事業者に対してのフォローが不十分な状態である。今後、総合化事業計画の実現に向け、効率的な支援を行うためには、国と県との十分な情報交換が必要である。 ○県で活用している6次産業化ネットワーク活動交付金(支援体制整備事業)において、H26及びH27年度に要望配分額を下回る配分となった。H26年度の配分額減額については、農林水産省から配分額の算定資料が示され、本県で実施する内容を大幅に削減した上で、不足分については県費充当を行い事業を実施した。H27年度はH26年度よりも更に大幅な配分額減額となったが、農林水産省から配分に係る大まかな考え方は聞き取れたものの算定資料は示されず、不足分については県費充当を行い事業を実施した。予算配分については国の数量種の縮減とは考えるが、仮に配分額が要望を下回った場合は自治体の一般財源を充当して事業を実施せざるを得ないため、配分根拠は示していただきたい。 ○「6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業のうち事業者タイプ)」について、申請事業者は市を經由して県に申請したものの、採択結果については、県を通じて市に採択結果のみがメールにて連絡されるのみで、市から採択結果の理由を県に聴取しなければその理由も分からないままである。不採択となった事業者に対して、その理由を含む適切な回答ができないとともに、今後、申請するにあたって適切な助言・アドバイスができないため、「求める措置の具体的な内容」に記載のとおり、特に、不採択の場合の理由や要望額配分の過程のほか、選考の過程で指摘があった事業実施計画の課題や改善点等について、地方農政局等を通じて、個別に伝達する場を設定頂きたい。 ○6次産業化ネットワーク活動交付金の配分について、採択結果だけでなく不採択になった場合の理由や改善点等を伝達することにより、今後の支援・指導に繋げていくことができるため、交付金の運用改善の必要性を求めらる。 ○提案団体と同様の点で支障が生じている。特に不採択事業について、国として改善が必要な点をどのように考えているかが全く不明なため、県として今後の計画改善や対応に向けた説得力のあるフォローが困難。
133	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。 本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、未整備の団地が7団地、31haある。  【具体的支障事例】 地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等用に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤去後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	未利用の農工団地の活用だけではなく、例えば植物工場や木質バイオマス発電施設など雇用が期待できる業種や天然ガス発電施設や熱供給業など、雇用に加え、団地内へのエネルギーの安定供給に寄与する業種が追加できることで、農工団地の一層の発展に資することができる。	農村地域工業等導入促進法	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	山梨県	秋田県	○本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業からの立地希望が寄せられる事例があったが、当該規制により分譲を断念している。進出可能な業種が増加することによって、長期的な未分譲用地の解消が進むとともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。
134	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。  【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間にがかかる。) ○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考ええる。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)
302	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。  【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間にがかかる。) ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
135	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。  【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間がかかる。) ○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考ええる。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)
303	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。  【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間がかかる。) ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)
136	B 地方に対する規制緩和	その他	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	【制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。  【具体的な支障事例】 この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないことから、連帯保証人の徴求を原則として運用している。 近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。  【制度改正の必要性】 新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。  【参考】 なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用拡大にもつながると考えられる。金融ノウハウを活かした貸付けが可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	農林水産省	山口県、中国地方知事会	青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県、長崎県、宮崎県	○新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成員から、債務保証制度の導入を求める意見がある。 ○当県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるをえなかった事例がある。 ○当県においても、提案団体と同様に、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続きが容易でないこと等から、連帯保証人への徴求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、当該資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこうした事例が増加することが予想される。 ○本県においては、長期延滞や貸し倒れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の方が貸し倒れリスクは減少する。また一部漁業者からは、保証人を依頼しにくいため漁信基保証を求める要望がある。 ○本県においても連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされた。 ○今後、民法が改正(債権関係)された場合、今まで以上に借入人は保証人の確保が難しくなるとともに、保証人設定の手続きが煩雑になる可能性がある。近年、沿岸漁業改善資金の利用が低下しているなか、益々の資金利用の低下が懸念される。 ○沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式(連帯保証人必須)と信漁連等による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能として要件とする場合、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。
254	B 地方に対する規制緩和	その他	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	【制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。  【具体的な支障事例】 この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。 近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。  【制度改正の必要性】 新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。  【参考】 なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用拡大にもつながると考えられる。金融ノウハウを活かした貸付けが可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	農林水産省	九州地方知事会	青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県	○沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式(連帯保証人必須)と信漁連等による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能として要件とする場合、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。 ○新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成員から、債務保証制度の導入を求める意見がある。 ○当県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるをえなかった事例がある。 ○当県においても、提案団体と同様に、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続きが容易でないこと等から、連帯保証人への徴求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、当該資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこうした事例が増加することが予想される。 ○本県においては、長期延滞や貸し倒れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の方が貸し倒れリスクは減少する。また、一部漁業者からは、保証人を依頼しにくいため漁信基保証を求める要望がある。 ○本県においても連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされた。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
158	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の交付条件の緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の事業費に占める委託割合(50%)の制限を緩和し、実態として丸投げでない委託については50%を超過しても委託可能とする	府が事業実施主体として広域捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する府独自の専門員等がないため、有害捕獲班を編成している市町村、猟友会等の狩猟団体へ委託しなければ実施できない。 そのため、当該事業の取組に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて確保・実施しなければならないことが足かせとなっており、必要な事業量確保、適正な事業執行に支障を来している。  事業の「丸投げ」を禁止する趣旨で委託割合について50%以内の制限が設けられているが、本府が実施している委託事業は、府が事業実施計画を策定し捕獲者と捕獲場所等の検討や市町村との調整、捕獲実施日には現地に行く等を行っており、実態として丸投げではない委託については、認めていただきたい。	委託割合の制限を緩和することによって、都道府県の目的とする鳥獣被害対策に予算を重点的に配分し、効率的、効果的な事業実施が可能となる。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(別記2:鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)	農林水産省	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	北海道、長野県、岐阜県	○委託事業であっても、事前の関係者や現地における調整、実施の確認など直接関係する部分もあるなど、全くの丸投げではない場合もあるため、一律金額で1/2とするのではなく、実態により1/2を超過して委託可能とされたい。 ○本交付金を活用したエゾシカの捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する道独自の専門員等がないため、猟友会等の狩猟団体へ委託を行わなければならない。また、捕獲団体を用いた有効活用事業の実施に当たっては、民間が持つノウハウを最大限活用し、道内外の方々にエゾシカ肉の魅力を伝え、効果的なエゾシカ肉の消費拡大を目指すことを目的として、民間企業に有効活用事業の委託を実施しているところである。これらの事業の取組に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて確保・実施しなければならないことが足かせとなっており、必要な事業量確保や効果的な事業執行に支障を来している。事業の「丸投げ」を禁止する趣旨で、本交付金においては、委託割合について50%以内の制限が設けられていると考えられるが、道が実施している委託事業は、道が事業実施計画を策定し、委託事業者との各種検討や関係各所との調整、事業実施にあたり道職員の現地での確認や指導を行うなど、実態として事業の丸投げを行うような委託ではないため、認めていただきたい。 ○広域に生息するカワウについては、各市町村が単独で捕獲等を行うより、県が主体となって計画的に捕獲等を行うことが効果的である。しかし、県には捕獲等ができる職員がいないため、漁協等へ捕獲等を委託しなければ実施できない。鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)については、事業の委託が事業費の50%以内とされているため、必要な事業量の確保に支障をきたしている。